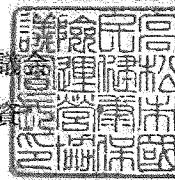




令和2年7月27日

高松市長 大西秀人様

高松市国民健康保険事業運営協議会  
会長 山下隆資



### 令和2年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針について（答申）

令和2年6月24日付け高國高第84号にて、貴職から諮問を受けた、次の事項について、書面表決を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

#### 【諮問事項】令和2年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針（案）について

記

会議の有効性については、全委員から書面表決をいただいたことから、高松市国民健康保険運営協議会規則第4条第1項の規定に基づき、高松市国民健康保険運営協議会会議として、有効と認める。

諮問事項の表決については、議長を除く、委員13人に対し、承認12、不承認1であつたことから、高松市国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定に基づき、委員の過半数の承認があつたものと認め、原案どおり承認する。

ただし、法定外繰入の解消に向けては、赤字解消計画の見直しや、保健事業の推進及び保険料収納率の向上等、様々な方策に積極的に取り組むとともに、本協議会に対しては、適宜、本市の保健事業を始め、各種事業の取組や効果等を報告するなど、事業の「見える化」に務められたい。